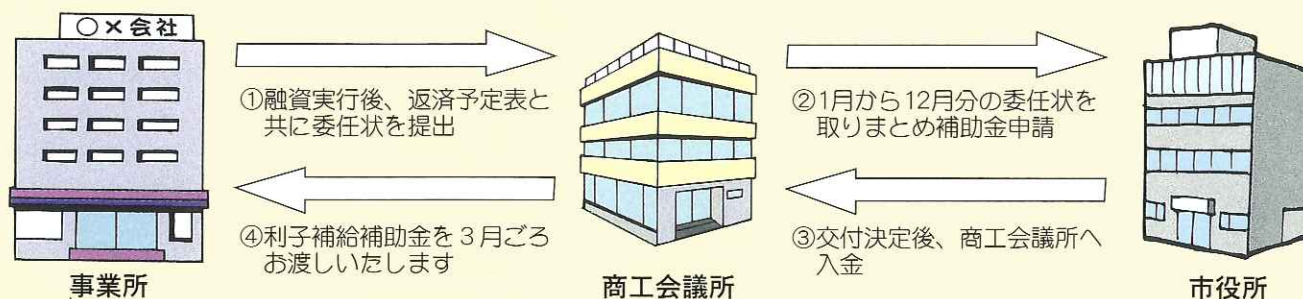


南さつま市商工振興資金利子補給補助金制度のご案内

- この制度は、商工業者の経営の安定を図るため、以下に掲げる制度資金の借入者に対して南さつま市が利子補給補助金を交付いたします。
- 補助の対象となる制度資金は以下のすべてに該当しなければなりません。
 - 南さつま商工会議所または南さつま市商工会各支所を通じて利用した次のものを対象とします。
 - 事業経営に必要な運転資金または設備資金として借り入れたもの。
 - 返済期間が3年以上であること。
 - 借入金を借り替える場合は、新たな借入分にものみ交付されます。
 - 県信用保証協会を通じての県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金、商工貯蓄共済融資制度であること。
- 補助の対象者は上記(1)～(4)を満たし、次の各号のいずれにも該当しなければなりません。
 - 南さつま市在住または事業所を有している小規模企業者

小規模企業者とは、常時雇用する従業員が20名以下（商業、サービス業は5人以下）であること、となっております。

 - 商工会議所等の会員であること。
 - 市税の滞納がない者
- 補助対象となる1月1日から12月31日までの期間内に融資実行された分を対象とします。
- 補助金額は借入額の2%を上限とします。（借入金利が2%を下回る場合は当該の借入金利を適用し、1,000円未満の端数は切り捨てます。）ただし、1補助制度における補助金額の上限を50万円までとします。
- 補助金の交付を受けようとするときは①委任状（商工会議所で準備致します）②借入実行を確認できる書類（返済予定表のコピーで可）が必要です。補助金交付申請は図のようになります。



詳細につきましては、商工会議所窓口または電話にてお問い合わせください。

(TEL 0993-53-2244)